

商工会かわら版

NO 13号 令和2年 8月

●飯南町商工会 TEL:76-2118・FAX:76-2955

支援センター TEL:72-0907・FAX:72-1239

HP <http://iinan.shoko-shimane.or.jp/>

Facebook [ja-jp.facebook.com/iinanshoko/](https://www.facebook.com/iinanshoko/)

商業・サービス業感染症対応支援事業

飯南町では、島根県と協力して、飲食店などの町内事業者の新型コロナウイルス感染症対策を支援します。

【対象者】

生活関連サービス、小売、宿泊、飲食業等

【補助対象経費】

(1)感染防止対策にかかる経費

(2)新事業展開にかかる経費

【補助率】

補助対象経費の4/5以内（上限80万円）

【提出先】

飯南町役場産業振興課 商工振興担当

【申請期日】

令和2年8月24日（月） 17:00まで

HACCP説明会について

食品衛生法が改正され、令和3年6月1日までに「HACCPに沿った衛生管理」への取り組みが義務付けられました。

島根県環境保健公社では、各業界団体等が作成した手引書をもとに衛生管理計画の作成や記録方法等の演習を取り入れた説明会を開催します。

【対象者】小規模食品事業者（飲食含）

【開催日程】

◆松江会場 いきいきプラザ

9月3日(木)

10時～12時 漬物製造、14時～16時 菓子製造

◆出雲会場 出雲合同庁舎

10月8日(木)

10時～12時 飲食店、14時～16時 麺類製造

【定員】 50名

【申込方法】商工会へご相談ください。

※個別にアドバイザーを費用無料で派遣する事業もございますので、お問い合わせください。

「新型コロナの予防に取り組むお店」 取組宣誓書を交付します

【内容】

島根県では自主的に感染予防対策に取り組んでいる施設を安心して利用できるよう支援します。

- ・県のホームページで紹介
- ・取組宣誓書を交付し、店舗に掲示

【対象施設】

- ①客席飲食施設 ②接待飲食施設
- ③宿泊施設 ④理容所 ⑤美容所

【参加要件】

- ・継続的に感染予防対策に取り組んでいること
- ・指定の自主点検票に従い、すべての項目に対して、感染予防対策に取り組んでいること

【参加申込】

- ①指定の自主点検票に基づき、点検を行う
- ②すべての項目に対して取り組んでいる施設は点検結果を郵送、メール、FAXいずれかの方法により申し込む
- ③県は書類審査後、取組宣誓書を送付する
※参加は無料です

【申込先】

島根県健康福祉部薬事衛生課

詳しくは商工会へお問い合わせください。

先端設備導入計画について

【制度概要】

設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。飯南町から認定を受けることで税制支援などの支援措置を受けることができます。

【制度利用のポイント】

- ①新たに設備を導入する中小企業が対象
- ②事前確認を受けた計画が対象
- ③認定された場合、計画実行のための支援措置が受けられます

【税制支援】

一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準額が3年間にわたってゼロになります

※一定の設備とは・・・

要件①：一定期間内に販売されたモデル

要件②：生産性が旧モデルと比較して1%以上向上している設備